



◆NEWS◆ 「一時立入り受けコールセンター」を開設しました(05/10)

四巡目の一時立入りの受けを行うコールセンターを、5月10日(木)午後1時に開設しました。

また、一時立入りのスケジュールや受付状況が確認できるホームページも、併せて開設しています。

■コールセンター概要(5月10日(木)午後1時受け開始)

電話番号:0120-234-530(フリーダイヤル)

受付時間:午前8時~午後9時(祝・休日を含む)

対象町:5町(檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町)

※四巡目一時立入り実施期間:5月19日(土)~7月15日(日)

■ホームページ(5月4日(金・祝)開設)

<http://www.ichijitachiiri.com>

◆NEWS◆ 除染に関する補償の基準を策定しました(05/02)

環境省は5月2日、今後の除染特別地域における本格的な除染作業の実施に当たり必要となる補償の基準として、「庭木等の伐採及び除去に係る損失補償基準」「土地等の使用等に伴う損失補償基準」を策定しました。

(庭木等について)

庭木等(住居等、農用地及び住居等近隣の森林にある立木、芝等)については、学校等以外の場合、次のいずれかに該当するものが対象となります。

- 1) 除染実施後の線量測定の結果、近傍の年間積算線量が依然として20ミリシーベルトを超え、庭木等に付着した放射性物質がその一因と認められる場合
- 2) おおむね年間積算線量が20ミリシーベルトを超える地域内において、事故発生時点で繁茂していた葉の相当量が、特別地域内除染実施計画の期間終了時点においても繁茂しつづけている可能性が高い樹種であるもの

また、学校等の庭木等の場合は、除染実施後の線量測定の結果、庭木等の近傍の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上で、当該庭木等に付着した放射性物質がその要因となっていると認められる場合、対象となります。

ただし、いずれの場合についても、防風、防雪、治山等の効用を有している庭木等の場合、伐採・除去により、その効用が大きく阻害されないことが条件となります。

補償については、金銭をもって補償することとし、補償額については、伐採・除去する庭木等の樹種や樹高等に応じた、植栽費を含む市場取引価格等となります。

(土地等の使用等について)

除染特別地域において、除染等の措置等に必要な仮置場の設置等の土地等の使用に伴う損失の補償については、土地等の権利者に対して、原則、金銭をもって補償することとなります。

補償額については、使用する土地の正常な地代又は借賃(使用する土地及び近傍の類似の土地の地代又は借賃に適正な補正を加えた額を基準)とし、土地の返還時に原状回復を必要とする場合、その費用相当額等も補償することとしています。

詳しくは環境省ホームページをご覧ください。  
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15191>

◆NEWS◆ 「食品と放射能Q&A」を改訂しました(04/27)

消費者庁では、食品の安全と放射能に関し、消費者の皆さんが疑問や不安に思われていることを分かりやすく説明した「食品と放射能Q&A」を作成しています。

平成24年4月から、食品中の放射性物質の新しい基準値が設定されたことなどから、現状を踏まえた改訂を行い、4月27日付け最新版として公表しました。

(掲載項目)

- 放射能の基礎知識・人体への影響
- 食品の放射性物質に関する規制
- 野菜、米、魚、牛乳・肉・卵、野生きのこ・野生獣、水道水の安全性  
(主なQ&Aの概要)

問 食品中の放射性物質の新しい基準値はどのように決められたのですか。

答 国際機関のガイドラインでは、1年間に食品から被ばくする線量の上限を1ミリシーベルト/年としています。この年間許容線量(1ミリシーベルト/年)から飲料水に割り当てる線量(約0.1ミリシーベルト/年)を差し引くと、一般食品に割り当てる線量が決まり、約0.9ミリシーベルト/年となります。

年齢区分別の食品の摂取量と放射性物質の健康に与える影響を考慮し、年齢区分・男女別の限度値を割り出しました。その中で最も厳しい限度値から、一般食品の新しい「基準値100ベクレル/キログラム」を決定しました。

なお、限度値については、我が国の食料自給率などを考慮し、流通する食品の50%が汚染されているものと仮定して計算しています。

詳しい内容につきましては、消費者庁ホームページをご覧ください。

<http://www.caa.go.jp/jisin/index.html#m02>

◆NEWS◆ 「県民健康管理調査」の実施状況について(04/26)  
～「基本調査」「詳細調査」の最新の状況を公表～

福島県は4月26日、第6回「県民健康管理調査」検討委員会を開催し、基本調査及び詳細調査の最新の実施状況等を公表しました。概要は次の通りです。

<県民健康管理調査「基本調査」 3月31日現在>

- 対象者：全県民
  - 回収数：451, 446件(回収率：21.9%)  
◎まだ提出されていない方は、問診票の提出にご協力下さい。
  - 「外部被ばく線量推計」(回答者のうち10,468人に結果を通知)
    - ・放射線業務従事経験者以外の94.6%が5ミリシーベルト未満(最高値は23ミリシーベルト)
    - ・「放射線による健康影響があるとは考えにくい」と評価。
- ※今後、回答者全員に係る外部被ばく線量評価の迅速化を図る。

<「詳細調査」 3月31日現在>

1) 甲状腺検査

- 対象者：震災時に0歳から18歳までの全県民(約36万人)
- 実施状況：平成23年度末までに38,114人に超音波検査を実施。
  - ・A判定(次回検査まで「追加検査」を必要としないもの)  
：37,928人(99.5%)

- ・ B判定（結節（5. 1mm以上）や、のう胞（20. 1mm以上）が認められ念のため二次検査を行うもの）：186人（0. 5%）
- ・ C判定（直ちに二次検査を要するもの）：0人（0. 0%）

## 2) 健康診査

- 対象者：避難区域等の住民等（210, 189人）
- 実施状況：平成23年度末までに74, 356人が受診
- ※受診率：35. 4%（15歳以下64. 1%、16歳以上31. 0%）
  - ・ 既存の健診制度も活用して、放射線の影響のみならず、健康状態を把握し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療につなげる。

## 3) こころの健康度・生活習慣に関する調査

- 対象者：避難区域等の住民等（210, 189人）
- 回収数：88, 613件（回収率：42. 2%）
  - ・ 回答内容から支援が必要な方に、臨床心理士等が電話等による支援を実施。

## 4) 妊産婦に関する調査

- 対象者：平成22年8月1日から平成23年7月31日までに県内で母子健康手帳を交付された方及び震災以降に県内で妊婦検診の受診、分娩をした方（15, 954人）
- 回収数：8, 886件（回収率：55. 7%）
  - ・ 回答内容から支援が必要な方に、助産師・看護師等が電話をかけ、支援を実施（1, 298人 要支援率：14. 6%）。メールによる相談にも随時対応。

詳しくは福島県ホームページ（県民健康管理調査）をご覧ください。

[http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp\\_portal/PortalServlet?DISPLAY\\_ID=DIRECT&EXT\\_DISPLAY\\_ID=U000004&CONTENTS\\_ID=24287](http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&EXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=24287)

-----  
◆お知らせ◆ 「復興庁企業連携メールマガジン」を創刊しました!! (05/08)  
-----

復興庁は、被災地の復興に取り組む企業や地方公共団体に対して、政府の復興関連情報や事業化支援策、企業・地方公共団体の被災地における先進的な取組等を紹介するために、メールマガジンを毎週発行します。

- 配信をご希望の方は、是非ご登録下さい。  
登録は、下記メールアドレスに、ご連絡下さい。その際、貴社・貴団体の取組内容、関心事項等もありましたら、あわせてお知らせください。  
[kigyorenkeisuishinshitsu@cas.go.jp](mailto:kigyorenkeisuishinshitsu@cas.go.jp)

- 復興庁ホームページ  
<http://www.reconstruction.go.jp/topics/2012/05/000798.html>

-----  
◆お知らせ◆ 「食の安全・安心アカデミー」（消費者コース）を開催します!!  
-----

福島県と消費者庁は、消費者の皆様を対象に、低線量放射線の影響や食の重要性をテーマとした講習会を開催、参加者を募集しています。

（日時・場所）

- 1) 福島市：5月17日（木）13：30～15：30  
コラッセふくしま（4階多目的ホール）
- 2) 郡山市：5月18日（金）13：30～15：30  
郡山市労働福祉会館（3階大ホール）

※定員：各回200名程度

（講師）

財団法人ルイ・パストゥール医学研究センター基礎研究部

インターフェロン・生体防御研究室

宇野賀津子 室長

消費者庁職員

(内容)

- ・低線量放射線の生体への影響と食の重要性
- ・食品中の放射性物質の新基準値

(参加申込み・問い合わせ)

福島県ホームページに掲載の参加申込書に記入の上、5月11日(金)までに、福島県消費生活課あてに郵送、FAXまたはメールでお申し込みください。

(定員に達していない場合、5月12日以降もお申し込みいただけます。)

福島県ホームページ(参加申込書)

[http://wwwcms.pref.fukushima.jp/download/1/syouhi\\_hsyokunoannzenbosyuu.pdf](http://wwwcms.pref.fukushima.jp/download/1/syouhi_hsyokunoannzenbosyuu.pdf)

福島県消費生活課

電話：024-521-7736

E-mail：syohi@pref.fukushima.lg.jp

=====  
☆☆「ふれあいニュースレター」バックナンバー(PDF版)のご案内☆☆  
<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>  
=====

[発行：政府原子力被災者生活支援チーム]